

資料2

「船員向け産業医の確保について」

令和2年7月
国土交通省海事局

船員部会の議論の方向性

(交通政策審議会海事分科会第114回船員部会 (R1. 7) 資料抜粋)

方向性 I . 医学的な見地から健康確保をサポートする仕組み作り

- (1) 内航海運業界の実情や課題を踏まえつつ、陸上の制度・取組みを参考として、以下のように、医学的な見地から労働者としての船員の健康確保をサポートするための仕組みを導入してはどうか。
- (2) さらに、上記の仕組みを実効性あるものとするため、以下のような取組みを促進することも必要ではないか。
- ①特に雇用船員50人未満の小規模事業者における取組みの促進と実効性確保を目的とした、複数事業者間（内航海運組合、系列等）での連携、協働（例：産業医の選任、提携する医療機関等の集約等）
 - ②船員災害防止協会や全国健康保険協会等が実施する事業の活用促進
 - ③船員の健康確保に関して知見の蓄積を有する医療機関等の活用促進
 - ④労働者全般の健康確保に関して知見の蓄積を有する陸上専門機関等の活用促進
 - ⑤全産業を対象とした小規模事業者等の産業保健活動に対する助成金の活用促進
 - ⑥各事業者における取組状況の発信、周知、横展開（例：会社HP、求人票への記載、表彰制度の活用等）
- (3) 上記の取組は、内航船員だけではなく、外航や漁業の分野、派遣船員等を含め、幅広く船員の健康確保をサポートする仕組みとするのが適当ではないか（現行の船員法等においても、船員の安全衛生管理に関する基本的枠組みは共通）。

船員向け産業医の確保について

論点・課題

- 船員向け産業医について、どのような資格を持つ医師とするか。また、どのように確保するか。
- 現行の船員法に基づく指定医の位置づけと、船員向け産業医の位置づけをどのように整理するか。

陸上制度の概要

- 産業医は、以下のいずれかの要件を満たすことが必要。
 - ・ 労働者の健康管理等を行うのに必要な医学的知識の研修（日本医師会等が実施。）を修了
 - ・ 産業医科大学等で厚生労働大臣が指定する課程を修めて卒業（実習修了者のみ）
 - ・ 労働衛生コンサルタント試験に合格（試験区分が保健衛生のみ）
 - ・ 労働衛生に関する科目を担当する大学教授、准教授、常勤講師等
- 上記の要件を満たす者は約10万人
※H30.11時点の日本医師会データ

産業医養成カリキュラム

○労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第1条の2の17第1項第3号の規定に基づき厚生労働大臣が定める産業医研修の研修科目、履修方法及び時間（平成21年厚生労働省告示第136号）

研修科目	範囲
労働衛生一般	労働衛生概論、労働衛生管理体制、労働衛生関連法令、産業医の役割と職務
健康管理	近郊情報とその評価、健康診断及び面接指導並びにこれらの事後措置、治療と職業生活との両立支援、健康管理の事例
メンタルヘルス	メンタルヘルスケア、ストレスマネジメント、カウンセリング
作業環境管理	作業環境測定と評価、管理濃度と許容濃度、生物学的モニタリング、作業環境改善
作業管理	労働生理、安全管理、有害業務管理、作業管理の事例
健康の保持増進対策	健康測定、健康づくり、健康教育、保健指導

上記の研修科目について、講義が40時間以上、実習が10時間以上行われるものであること（時間数は合計時間。科目単位の時間は設定されていない）。

船員の現行制度


- 船舶所有者は、指定医による健康証明がない者を船舶に乗り組ませることはならないこととされており、指定医は、船員である医師、日本海員掖済会又は船員保険会の病院又は診療所の医師、その他地方運輸局長が指定した医師が該当している。

※指定に当たっての講習等は実施していない。


- 指定医のうち、産業医の資格のある医師が所属する医療機関は約900機関。

船内の医師・衛生管理者・衛生担当者


船舶所有者は、船内における医療・健康管理・衛生管理体制の確保のため、船舶の規模・航行区域に応じ、医師、衛生管理者又は衛生担当者を乗船させなければならない（衛生管理者・衛生担当者については乗組員の中から選任）



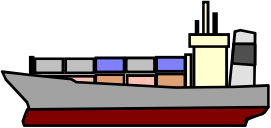
医師




①近海区域以遠を航行す3,000ト
以上の船舶で、最大搭載人員
100人以上（国内各港間のみ
を航海する場合を除く）
※船員法第82条
⇒ 計 20隻 ...2019年8月現在




衛生管理者



②近海区域以遠を航行する3,000ト
以上の船舶（国内各港間のみを
航海する場合を除く）
※船員法第82条の2
⇒ 計 349隻 ...2019年8月現在



衛生担当者



③ ①及び②以外の船舶
※船員労働安全衛生規則
第7条
⇒ 計 8,894隻 ...2019年8月現在

【船内の医師／衛生管理者の業務】

- ※船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令第16条
- 船員の健康管理及び保健指導に関すること。（※衛生管理者は、緊急時には医師の助言等を受け投薬・注射も可能）
 - 船内の作業環境衛生及び居住環境衛生の保持に関すること。
 - 食料及び用水の衛生の保持に関すること。
 - 医薬品その他の衛生用品、医療書、衛生保護具等の整備及び点検に関すること。
 - 船内の衛生管理に関する記録の作成及び管理に関すること。
 - その他船内の衛生管理に関すること。

【衛生管理者の資格要件】

- ※船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令第12条
- 衛生管理者試験に合格した者
 - 医師、看護師等の医療系国家資格を有する者
 - 商船大学、商船高専、水産系高校で関連科目を履修し、かつ国交大臣登録講習を修了した者 等

【衛生担当者の業務】 ※船員労働安全衛生規則第8条

- 居住環境衛生の保持に関すること。
- 食料及び用水の衛生の保持に関すること。
- 医薬品その他の衛生用品、医療書、衛生保護具等の点検及び整備に関すること。
- 負傷又は疾病が発生した場合における適当な救急措置に関すること。
- 発生した負傷又は疾病の原因の調査に関すること。
- 衛生管理に関する記録の作成及び管理に関すること。

- 【衛生担当者の資格要件】※船員労働安全衛生規則第7条
- 海技免状を受有する者

衛生管理者・衛生担当者の養成等課程

衛生管理者

- ・「国家資格」（STCW条約に基づく資格）
- ・資格取得方法は数種類ある

○主な取得方法は以下のとおり

国家試験の合格

資格の認定（※）



- （※）主な認定要件は以下のとおり
- ①次の資格を受有する者
医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師 等
 - ②労働安全衛生法の規定による衛生管理者の資格を有する者で、2年以上の船内実務を有するもの
 - ③国土交通大臣の登録を受けた講習を修了した者

- ③の講習に必要な科目
（講習時間合計：100時間以上）
労働生理、船内衛生、食品衛生、疾病予防、薬物、労働衛生法規、保健指導（救急処理及び看護法に関する実習を含む。）

衛生担当者

- ・「資格」ではなく船内の「職務」
- ・「職務」としてSTCW条約で求められるもの
- ・選任されるための要件がある

○以下のいずれかの要件を満たすことが必要

海技免状受有者

締約国資格証明
承認証受有者

海技免許講習（救命・
機関救命）修了者



- ※医師・衛生管理者が乗組む船舶においては選任不要。
※乗組む海員が20名以下の船舶においては、船長が兼務することが可能。

事務局案(船員向け産業医の確保について)

- 船員向けの産業医は、労働安全衛生法に基づく産業医を選任し、船舶所有者は、選任した船員向けの産業医を届け出ることにはしてはどうか。
- 船員向け産業医が、陸上労働とは異なる特殊な海上労働の環境や制度など、業務を行うにあたって必要となる情報を得る機会を設けるべきではないか。
- 指定医については、従前の通り、健康証明の合格証明を決定する役割を担うこととしてはどうか。
- 指定医についても、船員の健康診断後の事後措置等が円滑に行われるよう、制度全般についての情報を得る機会を設けるべきではないか。